



平成 23 年 8 月 12 日

各 位

会 社 名 エス・バイ・エル株式会社
代表者名 代表取締役社長 荒川 俊治
(コード番号 1919 東証第 1 部)
問合せ先 管理本部長 岩崎 和行
(TEL . 06 - 6242 - 0555)

第三者割当により発行される株式の募集に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 8 月 12 日開催の取締役会において、以下のとおり、第三者割当により発行される株式の募集（以下「本第三者割当増資」といいます。）を行うことについて決議しましたので、お知らせいたします。

なお、本日公表いたしました「株式会社ヤマダ電機による当社株式に対する公開買付けに関する賛同意見表明のお知らせ」に記載のとおり、当社は株式会社ヤマダ電機（以下「ヤマダ電機」といいます。）による当社の普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に賛同の意見を表明しております。

1. 募集の概要

(1) 払 込 期 日	平成 23 年 10 月 12 日
(2) 発 行 新 株 式 数	普通株式 35,000,000 株
(3) 発 行 価 額	62 円
(4) 調 達 資 金 の 額	2,170,000,000 円
(5) 募 集 又 は 割 当 方 法 (割 当 予 定 先)	第三者割当の方法により、全株式をヤマダ電機に割当て、一般募集は行いません。
(6) そ の 他	前記各号については、金融商品取引法に基づき有価証券届出書の効力発生及び本公開買付けの成立を条件とします。

2. 募集の目的及び理由

当社は、創業 60 周年を迎える歴史のある老舗住宅メーカーであり、木質パネル工法を主体とした技術力と「小堀住研」時代からのデザイン力が評価されております。

住宅市場は、住宅ローン減税、贈与税非課税枠の拡充、住宅エコポイント等の各種住宅関連政策により、住宅着工戸数に持ち直しの動きが見られたものの、所得環境は依然厳しく、雇用の先行きに対する不安は継続しております。さらに、本年 3 月に発生した東日本大震災により景気の先行きは予断を許さない状況となっております。このような事業環境のもと、当社グループは受注効率をアップし、強固な利益創出体制を確立することを経営課題とし、「営業力の強化」、「組織体制の適正化」、「エス・バイ・エルブランドの浸透」、「強固な財務体質の構築」、「原価低減、施工品質向上の推進」の 5 つを柱として推進してきております。その結果、平成 21 年 3 月期から 3 期連続で最終黒字化を達成し、一定の成果を上げてきております。しかし、売上高は依然として減少傾向であり、利益水準も十分とは言い難く、受注量の拡大と同時に利益水準の改善を図り、強固な利益創出体制を確立することが直近の最重要課題となっております。

一方、ヤマダ電機グループは、家電専門小売業として、経営理念に「創造と挑戦」、「感謝と信頼」を掲げ、絶えずイノベーションを発揮しながら成長しており、平成 22 年 3 月期には、国内専門量販店として初となる「売上高 2 兆円」を達成し、平成 23 年 3 月期には 2 期連続での売上高 2 兆円を達成、家電業界のリーディングカンパニーとしてその地位を確かなものとしております。

ヤマダ電機グループは、長引く景気低迷や激しく変化する社会・経営環境の中で持続的な成長を果たすためには、経営体質強化のための改革実践に加え、家電販売を中心とした新たなソリューションビジネスの展開と継続的なCSR活動を通じたCS（顧客満足）向上、環境対策を行うことが重要であると考え、積極的に取り組んでおり、その中でも、積極的な取り組みを行っているのが「スマートハウスビジネス」であります。「省エネ」家電の積極的な提案や普及推進、太陽光発電システム提案による「創エネ」、自ら創り出した電力や余った電力を蓄え必要な時に使える「蓄エネ」のトリプルエコ提案を行い、家電専門小売業のリーディングカンパニーとして日本が直面する「電力事情」や「CO2排出量の削減」「環境への配慮」といったグローバルな問題にも積極的に取り組んでおります。

このような取組みの中、ヤマダ電機グループでは、スマートハウスビジネスの積極的展開のため、既築の中古住宅に太陽光発電装置を搭載し、オール電化を施して再販売する事業を試験的に進め、ノウハウを蓄積してまいりましたが、東日本大震災による電力不足の影響から、全国的な省エネ意識の高まりは急速に拡大しており、スマートハウスビジネスの事業展開スピードを上げていくことが急務であり、そのためには新築住宅を含めた住宅事業のノウハウの獲得が必要であるとの判断に至ったとのことです。

当社においても、お客様の省エネ意識の高まりに対応するため、昨年より実証実験を重ねてきた自然エネルギー活用の新技術「太陽の光&熱のX（バイ）ソーラーシステム」、「独立系直流（蓄電）LED照明システム」、「光ダクトシステム」、「光熱費の見える化エコダイエットシステム」を本年6月より販売を開始しております。また、東日本大震災の被災地の皆様へのサポート強化のため、「エス・バイ・エル 住まいの復興支援センター」を本年7月より開設し被災地の皆様の住まいに関する各種相談に対応をしております。

このような状況の中、当社は、本年6月頃から、筆頭株主である株式会社ユニファイド・パートナーズ（以下「ユニファイド・パートナーズ」といいます。）から当社の企業価値向上のための提携先候補としてヤマダ電機を紹介いただき、当社、ユニファイド・パートナーズ及びヤマダ電機の3社にて協議を進めてまいりました。

当社は従来の戸建住宅メーカーの枠に捉われない柔軟な発想で顧客のニーズに対応することを経営方針としておりましたが、当社の経営方針とヤマダ電機の従来の家電量販店の枠に捉われない「創造と挑戦」の理念が一致し、当社の戸建住宅のノウハウがヤマダ電機の推進しているスマートハウスビジネスの展開加速のために有用であること、また当社にとりましても、ヤマダ電機と提携することで、信用力が向上し、営業力の強化につながることから、当社がヤマダ電機の連結子会社となり、両社が強固なパートナーとなること、両社グループの一層の企業価値の向上に資するものであるとの判断に至りました。

そのため、ヤマダ電機は、当社を連結子会社化することを目的に、本公開買付けを実施し、当社は本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、ヤマダ電機を割当先として本第三者割当増資を行うことといたしました。ただし、本第三者割当増資は、当社がヤマダ電機との間で提携関係を構築するための一連のスキームの一部として行うものでありますので、本第三者割当増資の実行は、本公開買付けが成立することを前提条件としております。なお、本第三者割当増資の発行新株式数である当社普通株式 35,000,000 株は、両社のシナジーの早期発現のためには、本公開買付けの買付予定数の下限である 67,400,000 株とあわせてヤマダ電機が当社の議決権の過半数を所有し、連結子会社化することが有用であること、また当社の更なる成長及び企業価値の向上のための積極的な設備投資等のための資金が必要であることを踏まえて、両社で協議のうえ、決定したものであります。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

払込金額の総額	2,170,000,000 円
発行諸費用の概算額	13,000,000 円
差引手取概算額	2,157,000,000 円

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 発行諸費用の内訳は、主にアドバイザー・フィー（2,000,000 円）、弁護士費用（3,000,000 円）、登記費用その他費用（8,000,000 円）です。

(2) 調達する資金の具体的な用途

上記の差引手取概算額 2,157 百万円につきましては、住宅展示場等・工場への設備投資、住宅事業における新技術開発費用、及び金融機関からの借入金の返済に充てる予定であります。また、具体的な用途及び支出予定時期につきましては、以下のとおりです。

なお、支出時期までの資金管理につきましては、安定的な金融資産である銀行預金で運用する予定です。

具体的な用途	金額(百万円)	支出予定時期
住宅展示場等・工場への設備投資 <内訳>	1,000	
・住宅展示場の新規出店、既存住宅展示場の建替及び大型ショールーム(注1)の開設に要する費用	800	平成24年4月～平成24年9月
・工場の生産性向上(注2)及び工場の省電力対応(注3)に要する費用	200	平成24年4月～平成24年9月
住宅事業における新技術開発費用 <内訳>	500	
・戸建住宅における地熱利用のための技術開発に要する費用	100	平成24年4月～平成24年9月
・狭小地における3階建住宅建設のための技術開発に要する費用(指定認定機関からの型式適合認定に要する費用を含みます。)(注4)	400	平成24年4月～平成24年9月
金融機関からの借入金の返済 取引銀行からの短期借入金の返済	657	平成23年11月～平成24年3月
合計	2,157	-

(注)1. 大型ショールームとは、建材・設備を展示し、お客様と打合せができる施設、及び体験型常設展示会場等をいいます。

2. 工場における生産性向上とは、当社の住宅の主要構造体であるパネルの生産工場におけるパネル生産ラインの性能向上をいいます。

3. 工場の省電力対応とは、工場施設照明をLED化することを指しています。

4. 本費用には、狭小地において3階建住宅を建設するために必要となる指定認定機関(建築基準法第77条の36から同条の39までの規定に基づき、国土交通大臣より型式適合認定を行うことができる機関として指定を受けた機関)からの型式適合認定(建築基準法第68条の10に定める認定で、構造、防火、設備等が建築基準法に適合しているかを専門の委員が予め審査し、認定を行う。)に要する費用を含みます。

4. 資金用途の合理性に関する考え方

当社は、平成18年3月期より、構造改革を進めてきており、人員削減を含む組織のスリム化及び経費削減、原価率改善のための生産改革、有利子負債の圧縮のための余剰資産の売却等を進めてまいりました。その結果、平成21年3月期から3期連続で最終黒字化を達成し、一定の成果を上げてきております。しかし、売上高については、減少傾向であり、また利益水準も十分とは言えず、収益拡大と一層の財務基盤の強化が課題となっております。本第三者割当増資による差引手取概算額2,157百万円を、上記の「3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期」の「(2) 調達する資金の具体的な用途」に記載のとおり、住宅展示場等・工場への設備投資(1,000百万円)、住宅事業における新技術開発費用(500百万円)、及び金融機関からの借入金の返済(657百万円)に充当することは、収益拡大に貢献するものであり、また、一層の財務基盤の強化を図ることができます。

その結果、当社は、収益拡大及び財務体質の強化が見込まれ、当社の企業価値及び株式価値の向上につながるものと考えており、資金使途には合理性があるものと判断するとともに、上記「2. 募集の目的及び理由」に記載の本第三者割当増資の目的にも合致するものであると判断しております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

発行価額の決定に際しては、公正性を期すため、当社は独立した第三者算定機関である有限責任監査法人トーマツ（以下「監査法人トーマツ」といいます。）に対して当社の株式価値の算定を依頼し、平成23年8月11日付で監査法人トーマツより株式価値算定書を取得しております。

当社の取締役会は、上記の株式価値算定書を踏まえて、当社の業績動向、財務状況、株価動向、ヤマダ電機との協議内容及び日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」の規定等を総合的に勘案し、本第三者割当増資に関する取締役会決議の直前営業日までの1ヶ月間（平成23年7月12日から平成23年8月11日）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）における当社普通株式の終値平均値62円（小数点以下四捨五入）を参考とした上で、発行価額を62円（直前営業日の終値に対して8.77%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアム）といたしました。

取締役会決議の直前営業日までの1ヶ月間の終値平均値を参考とした理由は、昨今の不安定な株式市場や当社の株価動向・売買高等を考慮し、取締役会決議の直前営業日の終値という一時的な株価を基準とするよりも、一定期間の平均株価という標準化された値を基準とする方が算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためです。

なお、直前営業日までの3ヶ月間及び6ヶ月間の終値平均値を参考としなかった理由は、平成23年3月11日の東日本大震災の発生後、当社の株価が乱高下しており、一定期間の標準化という観点からは適当でないと判断したこと、更に当社は平成23年6月28日に第60期（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）有価証券報告書を提出しており、かかる直前営業日までの3ヶ月間及び6ヶ月間の終値平均値を採用した場合には、当該有価証券報告書の提出前の株価も織り込まれてしまうことから適当でないと判断したためです。

この発行価額については、当社として、本第三者割当増資に関する取締役会決議日の直前営業日までの1ヶ月間の東京証券取引所における当社普通株式の終値平均値62円（小数点以下四捨五入）が、直近の財務・業績の内容を反映しており、直近の市場価格として当社株式の価値をより公正に反映していると判断したうえで、当社の業績動向、財務状況、株価動向等を勘案し、ヤマダ電機と協議したうえで決定したものであります。また、直前営業日の終値に対して8.77%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムであることから日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠していると共に、上記、監査法人トーマツから取得した株式価値算定書の算定結果（市場株価法56円～67円、類似会社比較法55円～66円、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法60円～71円）から著しく乖離していないことから、当社は、当該発行価額は合理的で有利発行には当たらないと判断しております。

また、この発行価額は、取締役会決議日の直前営業日までの3ヶ月間の終値平均値65円（小数点以下四捨五入）に対して4.62%（小数点以下第三位を四捨五入）のディスカウント、同6ヶ月間の終値平均値67円（小数点以下四捨五入）に対して7.46%（小数点以下第三位を四捨五入）のディスカウントとなり、当該発行価額は有利発行に該当しないと判断しております。

なお、同取締役会に出席した全監査役は、本第三者割当増資は財務基盤の強化に資するものであること、またその発行価額については、取締役会決議の直前営業日までの1ヶ月間の終値平均値を参考として決めており、独立した第三者機関である監査法人トーマツから平成23年8月11日付で取得した株式価値算定書の内容からしても、有利発行に該当せず適法であると認められる旨の見解を述べております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当増資により、ヤマダ電機に対して割り当てられる普通株式35,000,000株の、平成23年3月31日現在の当社普通株式の発行済株式総数168,515,184株（総議決権168,057個）に対する割合は20.77%（総議決権数に対する割合20.83%）であり、本第三者割当増資により当社普通株式1株当たり

の株式価値が希薄化することになります。

一方で当社は「3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期」「(2) 調達する資金の具体的な用途」に記載のとおり、本第三者割当増資による差引手取概算額2,157百万円を、住宅展示場等・工場への設備投資(1,000百万円)、住宅事業における新技術開発費用(500百万円)及び金融機関からの借入金の返済(657百万円)に充当することは、収益拡大に貢献するものであり、また、一層の財務基盤の強化を図ることができると判断しております。これに加えて、本第三者割当増資と本公開買付けにより当社がヤマダ電機の連結子会社となることで、両社の提携関係を深化させ、シナジーを最大限に発揮できるものと考えております。

なお、上記のとおり、本第三者割当増資の実行は、本公開買付けが成立することを前提条件としており、本第三者割当増資と本公開買付けには一定の関連性が認められるため、当社は、当社取締役のうち本公開買付け及び本第三者割当増資に関して利益相反の可能性のある取締役を除いて、本第三者割当の実施に係る決議を行っております。すなわち、当社取締役のうち南黒沢晃はヤマダ電機と平成23年8月12日付で公開買付応募契約を締結しているユニファイド・パートナーズの従業員を兼務しているため、また宮脇保夫はユニファイド・パートナーズの完全親会社である野村ホールディングス株式会社の完全子会社である野村プリンシパル・ファイナンス株式会社の従業員を兼務しているため、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。)第369条第2項に定める特別の利害関係を有する取締役(以下「特別利害関係人」といいます。)に該当する可能性が否定できず、利益相反のおそれを回避する観点から、これらの各取締役は、当社の取締役会における本第三者割当増資に関する審議及び決議には参加せず、平成23年8月12日開催の取締役会においては、上記2名の当社取締役を除く取締役全員が出席し、その全会一致により、本第三者割当増資を実施する旨の上記決議を行っております。一方で、南黒沢晃及び宮脇保夫が特別利害関係人に該当しない可能性も考慮して、当社取締役会決議に係る定数確保の観点から、南黒沢晃及び宮脇保夫を含む当社取締役全員によっても、その全会一致により、本第三者割当増資を実施する旨の上記決議を行っております。また、当社取締役会には当社の監査役3名全員(社外監査役2名を含みます。)が出席し、いずれも、当社取締役会が上記の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べております。

以上のとおり、本第三者割当増資により、当社は収益拡大のための投資が可能となり、また財務基盤の安定化を図れ、当社の企業価値及び株式価値の向上にもつながるものと考えているため、その発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

(1) 名 称	株式会社ヤマダ電機
(2) 所 在 地	群馬県高崎市栄町1番1号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 一宮 忠男
(4) 事 業 内 容	家庭電化製品小売
(5) 資 本 金	71,058百万円(連結)
(6) 設 立 年 月 日	昭和58年9月1日
(7) 発 行 済 株 式 数	96,648千株
(8) 決 算 期	3月31日
(9) 従 業 員 数	10,012人(連結)
(10) 主 要 取 引 先	パナソニック コンシューママーケティング株式会社 東芝コンシューママーケティング株式会社 シャープエレクトロニクスマーケティング株式会社 日立コンシューマ・マーケティング株式会社 ソニーマーケティング株式会社
(11) 主 要 取 引 銀 行	株式会社みずほ銀行 株式会社三井住友銀行

	株式会社三菱東京UFJ銀行 株式会社東和銀行		
(12) 大株主及び持株比率	ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー	5.08%	
	株式会社テックプランニング	4.84%	
	日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	4.59%	
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	4.59%	
	ジェーピー モルガン チェース バンク 380055	3.58%	
	メロン バンク エヌエー アズ エージェント フォー イツ ックライアント メロン オムニバス ユーエス ペンション	2.79%	
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	2.63%	
	ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505223	2.41%	
	ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー	2.31%	
	ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505225	2.30%	
(13) 当事会社間の関係			
資 本 関 係	当社とヤマダ電機との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社とヤマダ電機の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係はありません。		
人 的 関 係	当社とヤマダ電機との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社とヤマダ電機の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。		
取 引 関 係	当社とヤマダ電機との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社とヤマダ電機の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき取引関係はありません。		
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	ヤマダ電機は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。		
(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態(連結)			
決算期	平成21年3月期	平成22年3月期	平成23年3月期
連 結 純 資 産	356,452	406,381	470,849
連 結 総 資 産	778,489	899,612	928,010
1株当たり連結純資産(円)	3,757.06	4,297.29	4,987.38
連 結 売 上 高	1,871,828	2,016,140	2,153,259
連 結 営 業 利 益	49,522	87,303	122,764
連 結 経 常 利 益	64,604	101,586	137,847
連 結 当 期 純 利 益	33,207	55,947	70,754
1株当たり連結当期純利益(円)	353.32	594.26	751.03
1株当たり配当金(円)	33.00	40.00	76.00

(単位：百万円。特記しているものを除く。)

(注) 当社は、割当予定先並びに割当予定先の役員及び主要株主が暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体(以下「特定団体等」といいます。)であるか否か、並びに割当予定先並びに割当予定先の役員及び主要株主が特定団体等

と何らかの関係を有しているか否かについて、割当予定先並びに割当予定先の役員及び主要株主が特定団体等でないこと及び特定団体等と何らかの関係を有していないことを以下のとおり確認しております。

当社は、割当予定先が東京証券取引所へ提出したコーポレート・ガバナンス報告書記載の反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況を東京証券取引所のホームページにおける「上場会社詳細」等にて確認するとともに、割当予定先へのヒアリングにより、割当予定先並びに割当予定先の役員及び主要株主が特定団体等である事実、特定団体等が割当予定先の経営に関与している事実、割当予定先並びに割当予定先の役員及び主要株主が資金提供その他の行為を行うことを通じて特定団体等の維持、運営に協力若しくは関与している事実、並びに、割当予定先並びに割当予定先の役員及び主要株主が意図して特定団体等と交流を持っている事実は一切ないことを口頭で確認しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

前記「2. 募集の目的及び理由」に記載しましたとおり、当社において収益拡大及び財務基盤の強化を課題としておりましたが、当社とヤマダ電機が資本関係を構築し、強固なパートナーとなることで両社の企業価値の向上に資するものとの判断に至り、ヤマダ電機を割当予定先を選定いたしました。

(3) 割当予定先の保有方針

ヤマダ電機は、当社株式を長期保有する方針であることを口頭で確認しております

なお、当社は、ヤマダ電機から、払込期日より2年以内に割当株式の全部又は一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を直ちに当社へ書面により報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること及び当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定であります。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社はヤマダ電機が本第三者割当増資の払込みについて必要な資金を保有している旨の説明を受けており、ヤマダ電機の資金等の状況については、同社の第34期(平成23年3月期)有価証券報告書の貸借対照表及び第35期(平成24年3月期)第1四半期決算短信の連結貸借対照表により十分な現金及び預金が存在することを確認しております。

以上より、当社はヤマダ電機が本第三者割当増資の払込みに関して確実性があるものと判断しております。

7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前(平成23年3月31日現在)		募集後	
ユニファイド・パートナーズ株式会社	40.11%	ユニファイド・パートナーズ株式会社	33.19%
ブルトスーA号有限責任事業組合	2.76%	株式会社ヤマダ電機	17.24%
株式会社みずほコーポレート銀行	1.93%	ブルトスーA号有限責任事業組合	2.29%
株式会社KBT	1.49%	株式会社みずほコーポレート銀行	1.60%
トステム株式会社	1.49%	株式会社KBT	1.23%
日本証券金融株式会社	0.70%	トステム株式会社	1.23%
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	0.64%	日本証券金融株式会社	0.58%
遠藤四郎	0.57%	三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	0.53%
エス・パイ・エル社員持株会	0.53%	遠藤四郎	0.47%
荒川俊治	0.46%	エス・パイ・エル社員持株会	0.44%

(注) 1. 募集前の持株比率は、平成23年3月31日時点の株主名簿をもとに作成しております。

2. 持株比率は、総株主の議決権の数に対する所有議決権数の割合により計算しており、小数点以下第三位を四捨五入しております。

3. 募集後の持株比率は、本第三者割当増資後の総議決権数 203,057 個に対する割合です。
4. 今回の割当予定先以外の株主の持株比率は、平成 23 年 3 月 31 日より保有株式数に変更がないとの前提で計算しております。
5. ヤマダ電機による平成 23 年 8 月 12 日付「エス・バイ・エル株式会社株式に対する公開買付けの開始及び第三者割当増資の引受けに関するお知らせ」(以下「ヤマダ電機プレスリリース」といいます。)によれば、ヤマダ電機はユニファイド・パートナーズとの間でユニファイド・パートナーズが保有する当社の普通株式 67,400,000 株の全てについて本公開買付けに応募する旨の合意をしているとのことです。したがって、募集後におけるユニファイド・パートナーズの持株比率は本公開買付けへの応募によって相当程度低下することが見込まれます。また、同プレスリリースによれば、本公開買付けには買付予定数の下限として 67,400,000 株、上限として 85,000,000 株が設定されているとのことです。したがって、本公開買付けが成立し、かつ本第三者割当増資の払込みが完了した場合、ヤマダ電機の募集後の持株比率は、50.43%から 59.10%となります。

8. 今後の見通し

当社の業績に与える影響については精査中であり、今後、業績予想修正の必要性及び公表すべき事項が生じた場合には速やかに開示いたします。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項及びその他の事項

(当社における利益相反の可能性の無い取締役及び監査役全員による承認)

「5. 発行条件等の合理性」の「(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠」に記載のとおり、当社は、当社取締役のうち本公開買付け及び本第三者割当増資に関して利益相反の可能性のある取締役を除いて、本第三者割当の実施に係る決議を行っております。すなわち、当社取締役のうち南黒沢晃及び宮脇保夫は、利益相反のおそれを回避する観点から、当社の取締役会における本第三者割当増資に関する審議及び決議には参加せず、平成 23 年 8 月 12 日開催の取締役会においては、上記 2 名の当社取締役を除く取締役全員が出席し、その全会一致により、本第三者割当増資を実施する旨の上記決議を行っております。一方で、南黒沢晃及び宮脇保夫が特別利害関係人に該当しない可能性も考慮して、当社取締役会決議に係る定足数確保の観点から、南黒沢晃及び宮脇保夫を含む当社取締役全員によっても、その全会一致により、本第三者割当増資を実施する旨の上記決議を行っております。

なお、当社取締役会には当社の監査役 3 名全員(社外監査役 2 名を含みます。)が出席し、いずれも、当社取締役会が上記の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べております。

(経営者から独立した者からの当該大規模な第三者割当についての意見の聴取等)

本公開買付けが成立し、かつ本第三者割当増資の払込みが完了した場合には支配株主の異動が生じるため、東京証券取引所が定めた「第三者割当に係る企業行動規範上の手続き」が必要な場合に該当することから、当社は、当社の経営者から一定程度独立した者による本第三者割当増資の必要性及び相当性に関する意見入手を行いました。

すなわち、当社は、当社の経営者から一定程度独立し、特別な利害関係には該当しない独立役員である当社社外監査役 1 名(氏名：中野正信、属性：当社の社外監査役であり、東京証券取引所に対して一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外監査役である独立役員として届けております。)を含む当社社外監査役 2 名(上記の中野正信氏に加えて、氏名：光藤二郎、属性：当社社外監査役)に対し、本第三者割当増資に関する事項(募集の目的及び理由、調達する資金の額、用途及び支出予定時期、発行条件、割当予定先の選定理由、募集後の大株主及び持株比率、今後の見通し)及びその他必要と思われる事項について詳細に説明しました。

その結果、上記社外監査役 2 名から、本第三者割当増資は、当社の財務基盤の強化及び事業基盤の安定化を図るものであり、当社の企業価値の向上、更には株主の皆様にとっての利益向上に資すると考えられるため、本第三者割当増資につき必要性及び相当性が認められるとの意見を平成 23 年 8 月 12 日付で入手しております。また、全監査役が本第三者割当増資に関する取締役会に出席し、必要性及び相当

性が認められるとの意見を述べております。

また、上記のとおり、ヤマダ電機プレスリリースによれば、本公開買付けには買付け予定数の下限として 67,400,000 株、上限として 85,000,000 株が設定されているとのことであり、本公開買付けに対して 84,233,000 株以上の応募がある場合には、本公開買付けの結果、ヤマダ電機が当社の議決権の過半数を保有することで当社の支配株主に該当する可能性があります（注）。したがって、本第三者割当増資は、本日時点においては支配株主との重要な取引等には該当しないものの、本公開買付けの応募状況によっては、本公開買付けの決済時点においてヤマダ電機が当社の支配株主に該当する場合も想定されるところであり、かかる場合には本第三者割当増資の払込時において、本第三者割当増資は当社と支配株主との重要な取引等に該当することになります。

かかる観点から、当社は、本第三者割当増資の内容及び手続きの公正性・透明性・合理性を担保するため、当社及びヤマダ電機から独立した第三者算定機関であり、かつ関連当事者に該当しない

監査法人トーマツから当社株式の価値の算定結果を取得し、かかる算定結果を踏まえて本第三者割当増資における発行価額を吟味し、当社及びヤマダ電機から独立したリーガル・アドバイザーである弁護士法人北浜法律事務所からの助言を踏まえた上で、平成 23 年 8 月 12 日開催の当社の取締役会において本第三者割当増資の内容を審議及び決議いたしております。

また、本第三者割当増資が当社の少数株主にとって不利益なものではないことに関しては、支配株主となり得るヤマダ電機と利害関係のない、独立役員である当社社外監査役 1 名を含む社外監査役 2 名から、本第三者割当増資の目的、交渉過程の手続き、発行価額の公正性、当社の企業価値向上などの観点から総合的に検討を行った上で、本第三者割当増資が当社の少数株主にとって不利益でないものと認められる旨の意見を平成 23 年 8 月 12 日付で取得しております。

なお、上記のとおり、本公開買付けの応募状況によっては、本公開買付けの決済時点においてヤマダ電機が当社の支配株主に該当する場合も想定されるところではありますが、本日現在において、当社には支配株主が存在しないことから、当社は、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」については定めておりません。もっとも、当社といたしましては、上記のとおり、本第三者割当増資の内容及び手続きの公正性・透明性・合理性を担保するための措置を講じていることから、本第三者割当増資は当社の少数株主にとって不利益なものではないと考えております。

以上のとおり、当社は、本第三者割当の実施に係る決議を当社において本第三者割当増資に利益相反の可能性の無い取締役及び監査役の全員により承認しており、当社の経営者から一定程度独立し、特別な利害関係には該当しない独立役員である当社社外監査役 1 名を含む当社社外監査役 2 名から、本第三者割当増資は、当社の財務基盤の強化及び事業基盤の安定化を図るものであり、当社の企業価値の向上、更には株主の皆様にとっての利益向上に資すると考えられるため、本第三者割当増資につき必要性及び相当性が認められるとの意見を平成 23 年 8 月 12 日付で入手しており、当社及びヤマダ電機から独立した第三者算定機関であり、かつ関連当事者に該当しない監査法人トーマツから当社株式の価値の算定結果を取得し、かかる算定結果を踏まえて本第三者割当増資における発行価額を吟味し、当社及びヤマダ電機から独立したリーガル・アドバイザーである弁護士法人北浜法律事務所からの助言を踏まえた上で、平成 23 年 8 月 12 日開催の当社の取締役会において本第三者割当増資の内容を審議及び決議いたしており、本第三者割当増資の内容及び手続きの公正性・透明性・合理性を担保するための措置を講じた上で、本第三者割当を行うことについての判断を行っております。

（注）84,233,000 株は、当社が平成 23 年 6 月 28 日に提出した第 60 期有価証券報告書に記載された平成 23 年 3 月 31 日現在の当社の総株主の議決権（1 単元の株式数を 1,000 株として記載されたもの）の数に、単元未満株式に係る議決権の数（上記有価証券報告書に記載された平成 23 年 3 月 31 日現在の単元未満株式 408,184 株から、平成 23 年 3 月 31 日現在の当社の保有する単元未満自己株式 652 株を控除した 407,532 株に係る議決権の数である 407 個）を加えた議決権 168,464 個の過半数である 84,233 個の議決権に係る株式数として計算しております。

（他の資金調達手段との比較）

本第三者割当増資による資金調達により、当社は収益拡大に貢献する住宅展示場等・工場への設備投

資及び住宅事業における新技術開発費用のための資金を調達することができると同時に、金融機関からの借入金の返済にも充当することで財務基盤の強化を行うことができます。財務基盤の強化という観点からは、借入れ、社債発行及び新株予約権付社債等の負債による資金調達では達成できないものであり、当社は、本第三者割当増資を行うことは相当であると判断しております。

また、本公開買付けと本第三者割当増資により支配株主の異動が生じ、当社がヤマダ電機の連結子会社となることは、両者の提携関係を一層深化させ、シナジーを最大限に発揮できると考えられるため、一般募集又は株主割当による株式又は新株予約権付社債の発行等、一般募集又は株主割当によるエクイティ・ファイナンスと比較した場合、当社は、本第三者割当増資を行うことは相当であると判断しております。

以上より、当社は、他の資金調達手段との比較を行ったうえで、本第三者割当増資を行うことは相当であると判断しております。

(既存の株主への影響についての取締役会の判断の内容)

本第三者割当増資によりヤマダ電機に対して割り当てられる普通株式 35,000,000 株の、平成 23 年 3 月 31 日現在の当社普通株式の発行済株式総数 168,515,184 株 (総議決権 168,057 個) に対する割合は 20.77% (総議決権数に対する割合 20.83%) であり、本第三者割当増資により当社普通株式につき 1 株当たりの株式価値が希薄化することになります。

一方で、本第三者割当増資による差引手取概算額 2,157 百万円を、上記の「3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期」の「(2) 調達する資金の具体的な用途」に記載のとおり、住宅展示場等・工場への設備投資 (1,000 百万円)、住宅事業における新技術開発費用 (500 百万円)、及び金融機関からの借入金の返済 (657 百万円) に充当することは、収益拡大に貢献するものであり、また、一層の財務基盤の強化を図ることができます。

更に、本公開買付けが成立し、かつ本第三者割当増資の払込みが完了することにより、当社はヤマダ電機の連結子会社となりますが、それにより、当社としては、信用力が向上と営業力の強化につながるものと考えております。

以上より、当社取締役会は、本第三者割当増資により、当社普通株式につき 1 株当たりの株式価値が希薄化するものの、本第三者割当増資の手取金によって収益拡大と財務基盤の強化が達成され、本第三者割当増資により当社がヤマダ電機の連結子会社となることで、当社の企業価値の向上、更には当社株主にとっての利益向上に資すると考えられるため、本第三者割当増資は、既存の株主にとって不利益でないものと判断しております。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績 (連結)

	平成 21 年 3 月期	平成 22 年 3 月期	平成 23 年 3 月期
連結売上高	53,625 百万円	44,859 百万円	39,555 百万円
連結営業利益	1,017 百万円	825 百万円	1,123 百万円
連結経常利益	525 百万円	362 百万円	820 百万円
連結当期純利益	218 百万円	71 百万円	60 百万円
1 株当たり連結当期純利益	1.30 円	0.43 円	0.36 円
1 株当たり配当金	0 円	0 円	0 円
1 株当たり連結純資産	51.43 円	51.59 円	51.97 円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況 (平成 23 年 3 月 31 日現在)

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	168,515,184 株 (自己株式を含む)	100%
潜在株式数	509,000 株	0.30%

(3) 最近の株価の状況

最近3年間の状況

	平成21年3月期	平成22年3月期	平成23年3月期
始 値	48 円	34 円	57 円
高 値	81 円	75 円	113 円
安 値	22 円	32 円	35 円
終 値	34 円	57 円	84 円

最近6か月間の状況

	3月	4月	5月	6月	7月	8月
始 値	56 円	83 円	73 円	68 円	66 円	61 円
高 値	113 円	94 円	79 円	72 円	68 円	63 円
安 値	35 円	66 円	65 円	60 円	61 円	48 円
終 値	84 円	72 円	68 円	66 円	61 円	57 円

(注) 平成23年8月については、8月11日までのものです。

発行決議日前営業日株価

	平成23年8月11日
始 値	50 円
高 値	59 円
安 値	50 円
終 値	57 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

当社は、最近3年間エクイティ・ファイナンスを行っておりませんので、該当事項はありません。

10. 発行要項

(1) 募集株式の種類及び数	普通株式 35,000,000株
(2) 払 込 金 額	62 円
(3) 払 込 金 額 の 総 額	2,170,000,000 円
(4) 増加する資本金の額	1,085,000,000 円
(5) 増加する資本準備金の額	1,085,000,000 円
(6) 募集又は割当方法	第三者割当の方法により、全株式をヤマダ電機に割当てます。
(7) 申 込 期 間	平成23年10月11日
(8) 払 込 期 日	平成23年10月12日
(9) 申 込 株 数 単 位	1,000 株
(10) 新株式発行は、金融商品取引法による有価証券届出書の効力発生及び本公開買付けの成立を条件とします。	

以上